

# 不妊治療の全体像

令和4年3月以前から保険適用

## 検査(原因検索)

①男性不妊、②女性不妊、③原因が分からぬ機能性不妊に大別される。  
診察所見、精子の所見、画像検査や血液検査等を用いて診断する。

## 原因疾患への治療

①男性側に原因 精管閉塞、先天性の形態異常、逆行性射精、造精機能障害など。手術療法や薬物療法が行われる。

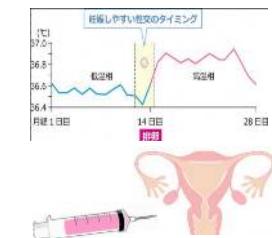
②女性側に原因 子宮奇形や、感染症による卵管の癒着、子宮内膜症による癒着、ホルモンの異常による排卵障害や無月経など。手術療法や薬物療法が行われる。

↓ 原因不明の不妊や治療が奏功しないもの 【令和4年4月から新たに保険適用】 ※令和4年3月までは保険適用外

## 一般不妊治療

### タイミング法

排卵のタイミングに合わせて性交を行うよう指導する。



### 人工授精

精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る技術。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。比較的安価。

## 生殖補助医療

※令和4年3月までは助成金の対象。助成金事業では「特定不妊治療」という名称を使用

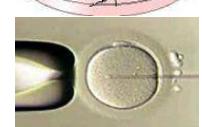
### 体外受精

精子と卵子を採取した上で体外で受精させ（シャーレ上で受精を促すなど）、子宮に戻して妊娠を図る技術。

胚移植の段階で、以下に分かれる  
・新鮮胚移植  
・凍結胚移植

### 顕微授精

体外受精のうち、卵子に注射針等で精子を注入するなど人工的な方法で受精させる技術。



### 男性不妊の手術

射精が困難な場合等に、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する技術（精巣内精子採取術（TESE））等。→顕微授精につながる



## 第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療

### 第三者の精子提供による人工授精（AID）

### 第三者の卵子・胚提供

### 代理懐胎

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（令和3年3月11日施行）の附則第3条に基づき、配偶者又は胚の提供及びあっせんに関する規制等の在り方等について国会において議論がなされているところであるため、**保険適用の対象外**。